

## PCB 廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容を踏まえた対応

### 1. 背景

環境省においては、PCB 廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）の変更について、JESCO の処理施設が立地している自治体に対し、昨年 10 月下旬以降に検討を要請し、加えて、環境省において開催している「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下「環境省検討委員会」という。）においても検討が進められている。

本年 2 月 28 日に開催された環境省検討委員会では、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容について」について検討が行われている。

### 2. 基本計画に盛り込むべき主な内容について

基本計画に盛り込むべき主な内容に記載されている JESCO の役割・取組については、下記のとおりである。

- JESCO は、その拠点的広域処理施設において、安全を第一として適正かつ確実な処理を行うこととする。
- 具体的には、周辺環境に影響を及ぼさないよう必要な対策を確実に行うとともに、作業者の安全確保に取り組むこととする。
- また、今後は特に設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。このため、日常点検及び年 1 回の定期点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実にやっていくこととする。
- さらに、日常的に工程改善等の処理促進に取り組むとともに、手間がかかる機器を安全かつ確実に処理するための技術的な検討等に努めるものとする。
- また、処理費用の負担能力が低い保管事業者でも円滑に処理委託ができるよう、分割して処理費用を支払うための仕組みを整える。一方で、計画的な処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを早期に告知する等により計画的な処理委託を促進することを検討する。
- これらの取組により、JESCO は、計画的かつ着実な処理を行った上で、可能な限り速やかに事業終了のための準備に取り組むものとする。

### 3. 計画的かつ着実な処理に向けた取組

今後、計画的かつ着実な処理に向け、「施設の改造・工程改善等の推進」や「施設の機能維持・更新等への取組の推進」について、PCB 廃棄物処理事業検討委員会のご指導をいただきながら、各地域の監視委員会にも報告し、取組を進めていく。